

創業等WGの進め方、検討課題について

(メモ)

専門委員

川本明

1. 検討の進め方の留意点

- ① 創業を促進することは経済再生の優先課題。他方、創業を妨げる要因は多様、多数。「規模が小さく経験も浅い企業の負担を多面的に軽減する」のがここでの目的であり、そのための方策を検討する必要。
- ② 従来の民間要望に基づく手法では創業のニーズはカバーしきれない可能性。同手法のみならず、改革の経済的な効果を評価・予測し、俯瞰的な手法で課題設定する手法も必要。
- ③ 狭義の規制改革にとらわれず、ア) 企業負担の問題全般を視野に入れ、イ) 市場を育成拡大するためのルール作りを志向するなどの広がりも重要。
- ④ 規制改革会議主導で進めるためには、事務局である内閣府をサポートすることも重要。リソース面で各省とは圧倒的な差がある。また、規制改革会議で決めたことは、よほどのことがない限りそのまま政府の決定となるという「原則」が政府内で確立されて初めて「挙証責任の転換」も意味を持つ。

2. 新たな検討課題の例

- ① 世界銀行「世界のビジネス環境の現状」で指摘される日本の改善余地の大きい項目の改革
世界銀行は日本を含めた世界各国の事業規制を多面的に比較評価し、報告書を作成、公表している。もとより国際比較に当たっては各国固有の事情の考慮も必要であるが、世界最先端の規制を目指す我が国にとっては貴重な情報として積極的に活用すべきである。
こうした多面的な改革を迅速に実現するためには政府内に一定期間内の実現の権限と責任を持つプロビジネスユニットを置くなどの措置も検討に値する。
- ② 企業の新規市場上場や未公開株取引の促進のためのルール作り
開示に関する負担軽減に加え、市場関係者の自己規制的な萎縮状態を解消するため、投資家の自己責任の範囲を確定する開示ルール(セーフ・ハーバー・ルール)などを作り、成長資金も含めた資金の流れを拡大する。
- ③ 大学などの研究機関からの人材のベンチャー企業参加を容易にするルール作り
自立動機が大半を占める一般的な開業者と異なり、成長力が高い技術先端型のベンチャー育成を進めるため、大学など研究機関から人材がベンチャー企業に参加しやすくするルール作りを促進する。

以上